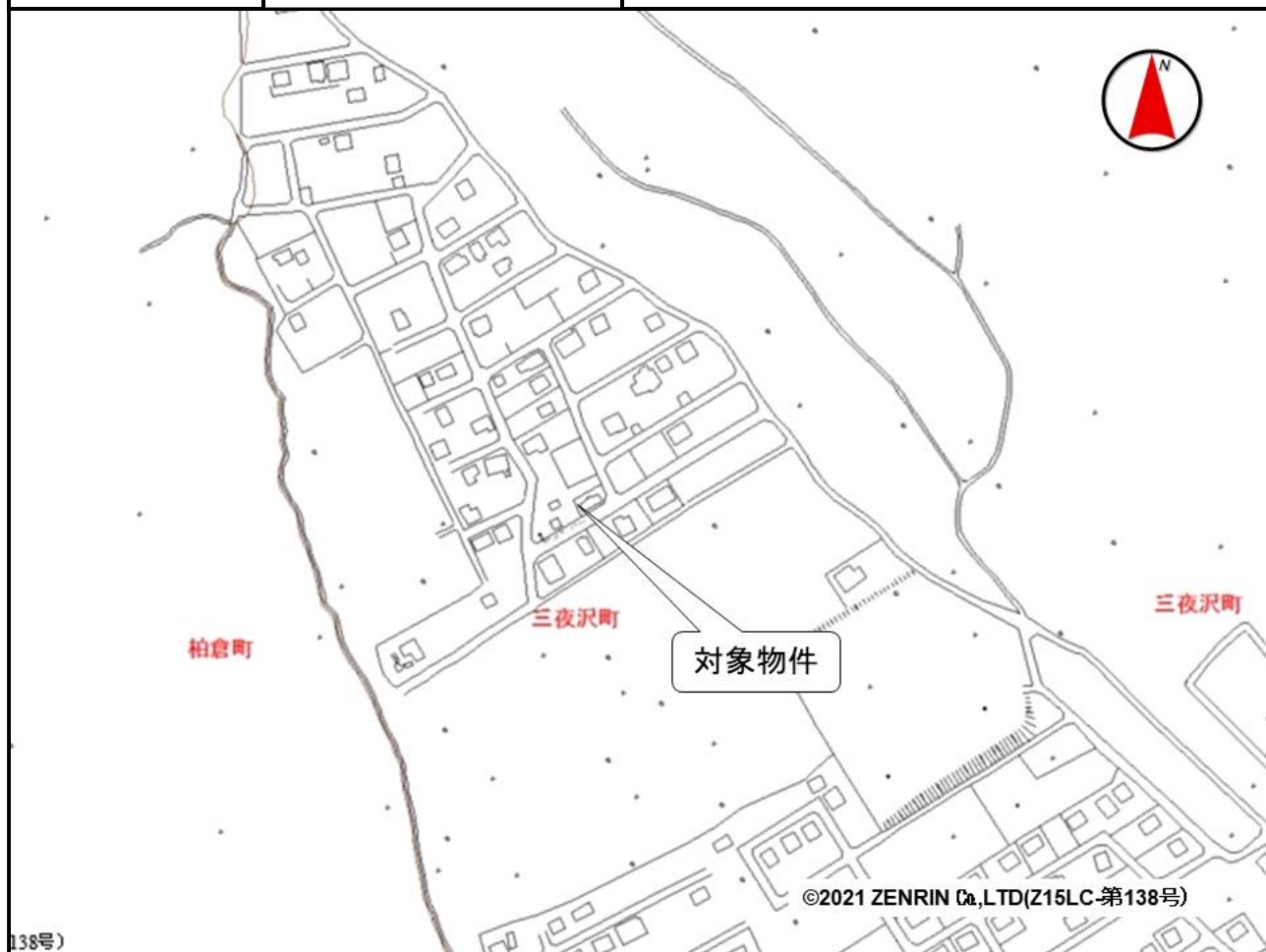


売却区分番号	1710-1		
見積価額	¥1,400,000	公売保証金	¥200,000
財産の表示	1 所在	群馬県前橋市三夜沢町	
	地番	662番22	
	地目	山林	
	地積	167平方メートル	
	2 所在	群馬県前橋市三夜沢町	
	地番	662番23	
地目	山林		
地積	323平方メートル		
3 所在	群馬県前橋市三夜沢町		
地番	662番24		
地目	山林		
地積	256平方メートル		
4 所在	群馬県前橋市三夜沢町		
地番	662番3		
地目	山林		
地積	941平方メートル		
持分	941分の100		
5 所在	群馬県前橋市三夜沢町 662番地22		
家屋番号	662番22		
種類	事務所		
構造	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建		
床面積	61.56平方メートル		
	以上登記簿による表示		
間取り	—	駐車場の有無	有
	区域区分が定められていない都市計画区域 用途地域の指定なし 建ぺい率 70% 容積率 200% 前橋市景観条例 特定用途制限地域（田園居住地区） 前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（赤城山地区）		
接道状況	西側 幅員約2.1メートル 舗装市道 等高から約0.5メートル低位接面 南東側 幅員約6.5メートル 舗装私道 等高接面 北東側 幅員約4.5メートル 舗装私道 等高接面 当該市道及び私道は、建築基準法第42条第1項第3号に該当します。		
地盤・地勢	北方へ上り緩傾斜		
使用状況等	対象物件1		

売却区分番号	1710-1								
見積価額	¥1,400,000	公売保証金	¥200,000						
	<p>対象物件5の敷地として使用されています。</p> <p>対象物件2及び3 物件所有者の簡易倉庫が設置されています。 当該倉庫は第三者が使用していますが、契約書の作成及び金銭の授受はありません。</p> <p>対象物件4 舗装私道として使用されています。</p> <p>対象物件5 建築年月日不詳。 第三者が使用していますが、契約書の作成及び金銭の授受はありません。 多数の猫を飼育しています。 天井に雨漏りがあり、一部破損しています。</p>								
管理状況等	三夜沢町赤城第一グリーンヒル21に所在しますが、管理の状況は不明です。								
特記事項	<p>対象物件4 共有持分についての売却であり、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものではないため、その使用については他の共有者と協議して決めなければならず、対象物件を当然に使用収益できるとは限りません。</p>								
一括換価について	<p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>対象物件1ないし3（土地）</td> <td style="text-align: right;">1,370,000円</td> </tr> <tr> <td>対象物件4（土地）</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> <tr> <td>対象物件5（建物）</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </table>			対象物件1ないし3（土地）	1,370,000円	対象物件4（土地）	20,000円	対象物件5（建物）	10,000円
対象物件1ないし3（土地）	1,370,000円								
対象物件4（土地）	20,000円								
対象物件5（建物）	10,000円								
住居表示等	群馬県前橋市三夜沢町662番地22								
最寄駅等	上毛電気鉄道 上毛線 樋越駅 北方約7.4キロメートル								
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。								
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 								

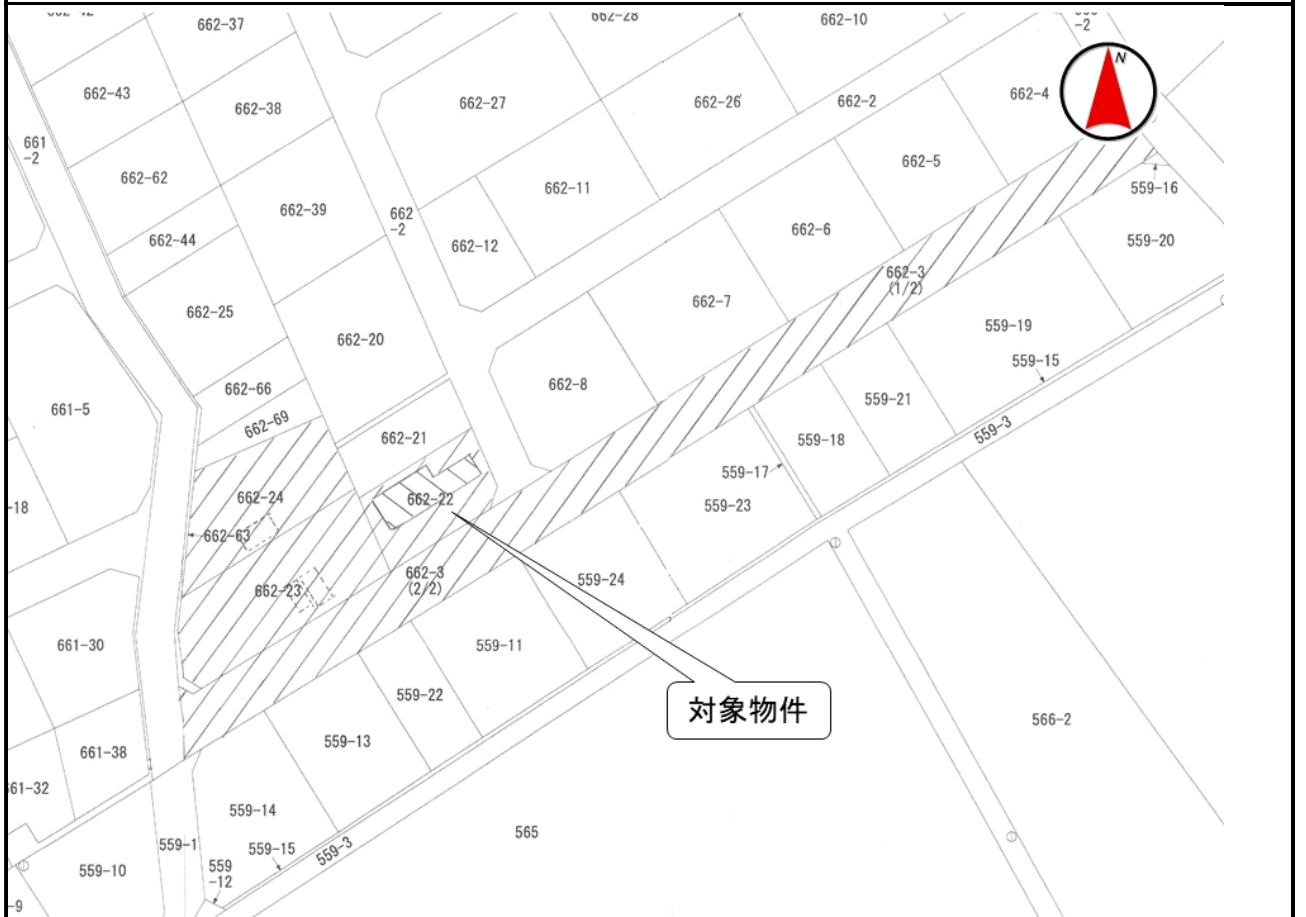
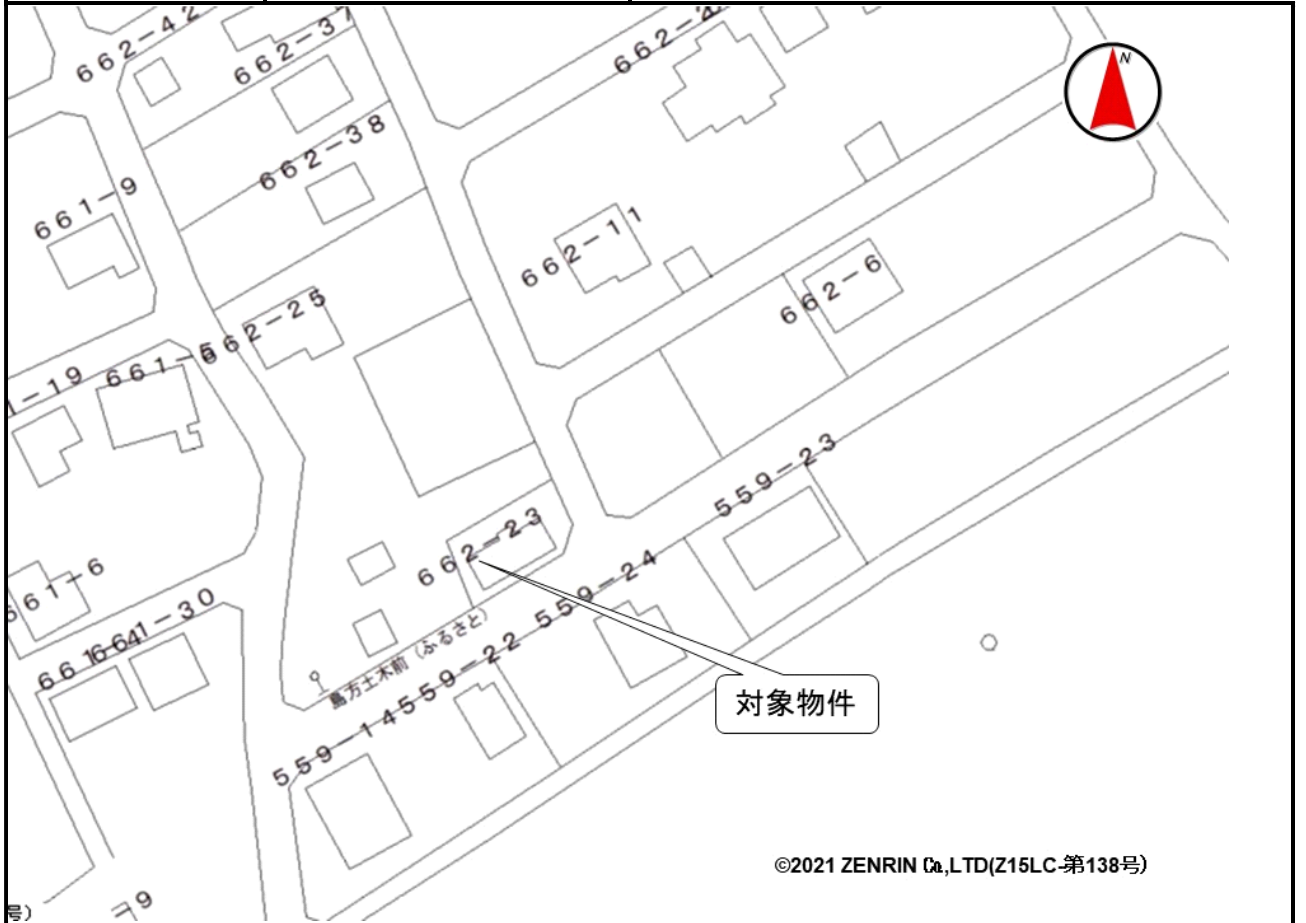
売却区分番号

1710-1



売却区分番号

1710-1



売却区分番号

1710-1

